

浄化槽改造費助成事業申請手続きについて

○制度の概要

公共下水道に接続することにより、不要となった浄化槽を改造して雨水貯留槽等に利用しようとする場合に、5万円以内で助成金を交付することで雨水の再利用の促進を図り、地下水の保全に資する。

○対象要件

- ・自己が所有し、又は共有する浄化槽であること。
- ・市民税、固定資産税、都市計画税及び下水道事業受益者負担金を完納していること。

○助成の対象

- ①ポンプ及びこれに附属する機器工事
- ②排水設備工事
- ③電気設備工事

手続きの手順

① 和泉市役所お客さまサービス課で申請書一式を受取る。



② 和泉市役所お客さまサービス課に交付申請をする。

申請時に必要なもの

- ・ 和泉市浄化槽改造費助成金交付申請書(様式第1号)
- ・ 和泉市浄化槽改造費助成金交付請求書(様式第3号)
- ・ 排水設備等新設、改造、増設計画確認申請書の写し
- ・ 市・府民税の納税証明書 or 非課税証明書
- ・ 固定資産税の納税証明書(ない場合は、不要)
- ・ 浄化槽改造工事見積調書
- ・ 浄化槽の改造計画図(平面図・断面図)
- ・ 共有する浄化槽である場合は、当該共有者の承諾書



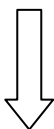
③ 審査 (* 審査の結果、却下判定がおります場合があります。)



決定 OR 却下

※ 申請者宛に決定通知書(採用・不採用)(様式第2号)が届きます。
決定通知書が届いたら

④ 和泉市指定排水設備工事業者にて工事を施工する。



裏へ続く

⑤ 排水設備等工事完了検査を受け、合格する。



⑥ 和泉市役所お客さまサービス課から助成金を交付。

② 申請時にご提出頂いている、

和泉市浄化槽改造費助成金交付請求書(様式第3号)

の内容に変更がある場合は、再度提出をお願いする場合があります。

※ 請求申請をしてから助成金入金まで約1ヶ月程度かかります。

問合せ先

和泉市 上下水道部

お客さまサービス課 水洗化促進係

TEL:0725-99-8150(直通)

浄化槽改造費助成事業提出書類チェック表

1、 必ず提出が必要な書類

チェック欄

和泉市浄化槽改造費助成金交付申請書(様式第1号)

和泉市浄化槽改造費助成金交付請求書(様式第3号)

市・府民税の納税証明書 or 非課税証明書

固定資産税の納税証明書(ない場合は、必要なし)

浄化槽改造工事見積調書

再利用浄化槽の平面図、断面図

2、 場合により提出が必要な書類

共有する浄化槽である場合は、当該共有者の承諾書